

福島県有機農産物生産行程管理者認定申請等手数料について

別表2 (第9条関係)

名 称	認定申請手数料の額
有機農産物生産行程管理者 認定申請手数料	23,000円
1 生産者の数が1であり、かつ、ほ場の数が5以下である場合	
2 生産者の数が2以上であり、かつ、ほ場の数が5以下である場合 1件につき23,000円に4,300円に生産者の数から1を減じた数を乗じて得た額を加算した額	
3 その他の場合 1件につき23,000円に4,300円に生産者の数から1を減じた数を乗じて得た額と1,800円にほ場の数から5を減じた数を乗じて得た額を加算した額	

※ 認定申請手数料の徴収方法：認定申請時に原収入証紙により徴収する。

別表3 (第10条関係)

名 称	確認手数料の額
有機農産物生産行程管理者 確認手数料	16,000円
1 生産者の数が1であり、かつ、ほ場の数が5以下である場合	
2 生産者の数が2以上であり、かつ、ほ場の数が5以下である場合 1件につき16,000円に2,200円に生産者の数から1を減じた数を乗じて得た額を加算した額	
3 その他の場合 1件につき16,000円に2,200円に生産者の数から1を減じた数を乗じて得た額と900円にほ場の数から5を減じた額を加算した額	

※ 確認手数料の徴収方法：確認時に原収入証紙により徴収する。

注 福島県有機農産物生産行程管理者認定申請等手数料条例の規定により、平成21年3月31日までの間は、手数料は徴収しません。